

地上デジタル放送への移行まであと1年 地デジの準備をお手伝いします

これまでのテレビ放送（地上アナログ放送）は平成23年(2011年)7月24日までに終了し、地上デジタル放送に完全移行します。

区では、総務省テレビ受信者支援センター（愛称・デジサポ）と連携し、地域センターで相談会・説明会を開催しています。また、移行に掛かった費用の一部を助成しています。

地域センター地デジ相談会・説明会にご参加を

開催日	会 場
8月7日(土)	戸塚地域センター（高田馬場2-18-1）
8月10日(火)	若松地域センター（若松町12-6）
8月17日(火)	柏木地域センター（北新宿2-3-7）
8月21日(土)	落合第一地域センター（下落合4-6-7）
8月28日(土)	榎町地域センター（早稲田町85）
9月7日(火)	大久保地域センター（大久保2-12-7）
9月11日(土)	四谷地域センター（内藤町87）
9月14日(火)	落合第二地域センター(中落合4-17-13)
9月22日(水)	牛込算笥地域センター（算笥町15）
9月25日(土)	角筈地域センター（西新宿4-33-7）

地デジ対応がまだお済みでない方は、ぜひご参加ください。事前申し込みは不要です。当日直接、会場へおいでください。

【日程・会場】左表のとおり

【時間】いずれも1日2回開催。

▼午前の部：説明会は10時～10時30分、相談会は10時～12時

▼午後の部：説明会は1時30分～2時、相談会は1時30分～3時30分

【費用】無料

【問合せ】総務課総務係（本庁舎3階）☎(5273) 4323へ。

地デジへの移行に掛かった費用の一部を助成します

●地上デジタル放送に移行した方へ

該当する方は、お早めに申請してください。

【問合せ】地域福祉課福祉計画係（本庁舎2階）☎(5273) 3517へ。

●助成の対象

次の①～③いずれかの世帯のうち、左記（★）のすべてに該当する世帯

①65歳以上の方がいる60歳以上の方のみの世帯（単身世帯は65歳以上の方）

②ひとり親家庭の医療費助成を受けている世帯

③東京都の自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方がいる世帯（精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は対象外）

★21年4月1日～23年3月31日に助成対象経費を支払った

★助成対象経費を支払った年度（21年度または22年度）の住民税が非課税

★助成対象経費の支払い日にも助成申請時にも区内に在住（新宿区に住民登録または外国人登録している）

●申請時に区外に転出している世帯は対象になりません。

※外国人で短期滞在の在留資格で在留する方、在留資格のない方は対象になりません。すでに在留期間が満了している方、区が助成金の交付を決定する前に在留期間が満了する方は、在留期間更新等の手続きをしてください。

●助成内容

21年4月1日～23年3月31日に支払った次の経費

▼地上デジタル放送を視聴するために必要なチューナー・アンテナ・テレビの購入・設置に必要な経費（携帯電話・パソコン・カーナビ等を除く）

▼集合住宅等の共同受信施設を利用している方で、同施設の改修に必要な経費

▼新たにケーブルテレビ・光ケーブルテレビに加入するための導入工事に必要な経費

▼加入しているケーブルテレビをデジタル放送に変更するために必要な経費（月割使用料を除く）

●助成金額

助成対象経費の合計額。2万円を限度（助成は1世帯に付き1回）

NHKの受信料が全額免除となる方への総務省の支援

チューナー等が無償で交付されます。区の助成（上記）の対象にはなりません。詳しくは、総務省地デジチューナー支援実施センター☎0570(03)3840（利用できないときは☎044(969)5425）（午前9時～午後9時。土・日曜日、祝日等は午後6時まで）へ。

●NHKの受信料が全額免除となる方

▼生活保護を受けている世帯、▼住民税非課税で障害者手帳をお持ちの方がいる世帯、▼社会福祉施設等の入所者、▼ハンセン病問題の解決の促進に関する法律・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律により全額免除となる方ほか

●申請に必要な書類

▼所定の申請書、▼印鑑、▼助成対象経費・対象品目の分かる書類（領収書・保証書・エコポイント申請書のコピー等）、▼助成金の振込先の分かるもの（申請者の預金通帳のコピー等）、▼21年度（支払い日が21年4月1日～22年3月31日）に対象経費を支払い、21年1月2日以降に新宿区に転入した方は前住所地の21年度非課税証明書、▼22年度（支払い日が22年4月1日～23年3月31日）に対象経費を支払い、22年1月2日以降に新宿区に転入した方は前住所地の22年度非課税証明書、▼対象の②に該当する場合、▼申請者の預金通帳のコピー

●申請手続き

必要書類を、23年3月31日(木)までに地域福祉課福祉計画係（〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎2階）☎(5273) 3517へ郵送（必着）またはお持ちください。特別出張所の窓口でもお預かりします。申請書は同課・特別出張所で配布しています。世帯主のほか、同一世帯の世帯員（申請には委任状が必要）、法定代理人（成年後見人等）も申請できます。

水とみどりをいかした良好な景観をつくる

景観まちづくり計画を一部改定します

区では景観法に基づく「新宿区景観まちづくり計画」を21年4月に施行し、まちの記憶をいかした「美しい新宿」をつくることを目標に、良好な景観の形成に取り組んでいます。

計画では、「既に広域的な景観形成がされている地区」「景観上の特性が周囲と異なり特に良好な景観形成が必要な地区」「まちづくりが先進的に行われ将来イメージが共有されている地区」などを「地域の景観特性に基づく区分地区」に指定していくことで、地域特性をいかした景観形成を進めています。

今回、外濠周辺と妙正寺川周辺の「区分地区」への追加を主な内容とする景観まちづくり計画の一部改定案（素案）をまとめました。素案は、景観と地区計画課、広聴担当課（本庁舎3階）、区政情報センター（本庁舎1階）、四谷・算笥町・落合第一・落合第二の各特別出張所で閲覧できるほか、新宿区ホームページでご覧いただけます。

【問合せ】景観と地区計画課（本庁舎8階）☎(5273) 3843へ。

●改定案にご意見をお寄せください

皆さんからいただいたご意見を参考に、今後、計画の一部改定を進めます。ご意見には住所・氏名のほか、区内在勤・在学の方は勤務先・学校の名称と所在地を記入してください（氏名等の個人情報公表はしません）。

【提出先】8月26日(木)までに景観と地区計画課（〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎8階）☎(5273) 3843・☎(3209) 9227へ郵送（必着）・ファックスまたはお持ちください。新宿区ホームページでも受け付けます。

●改定案の説明会にご参加をお住まいの地域にかかわらず、どの会場でも参加できます。当日直接、会場へおいでください。

【日時・会場】▼8月4日(水)午後2時から：新宿歴史博物館（三栄町22）、▼7日(土)午前10時から：落合第二地域センター（中落合4-17-13）、▼7日(土)午後2時から：落合第一地域センター（下落合4-1-7）、▼17日(火)午後2時から：牛込算笥地域センター（算笥町15）

※当日はDVD「歴史探訪・江戸城外堀ものがたり」の上映（区学芸員が解説）を同時開催します（解説は7日はありません）。

利用会員・提供会員を募集 ファミリー・サポート・センター

保育施設等への子どもの送迎や短時間の預かりなど、子育ての支援を受けたい方（利用会員）と支援を行いたい方（提供会員）の会員制の相互援助活動です。利用には登録が必要です。

①利用会員の登録を希望する方

説明会に参加してください（予約制）。

【説明会会場・日時】

▼区社会福祉協議会（高田馬場1-17-20）：毎月2～3回。8月は4日(水)・16日(月)・28日(土)、9月は2日(水)・15日(水)、10月は6日(水)・14日(水)・22日(金)に開催。時間等はお問い合わせください。

▼信濃町子ども家庭支援センター（信濃町20）：9月27日(月)午前10時30分～12時

▼中落合子ども家庭支援センター（中落合2-17-24）：10月30日(土)午前10時30分～12時

【対象】区内在住・在勤で子育ての支援を必要とする生後43日以上の子どものいる方、各回10名程度

②提供会員の登録を希望する方

登録前に、同センターが実施する講習会と説明会に参加していただきます。1回の講習で受講できなかった科目は、次の回の受講もできます。

【講習会日時】9月9日(木)・10日(金)・13日(月)・14日(火)午前9時30分～午後4時30分、全4日

【会場】区社会福祉協議会

【対象】区内在住・在学18歳以上で心身ともに健康な方、30名

【費用】2千500円（テキスト代ほか）

……………（以下共通）……………

【申込み】①は電話で、②は8月31日(火)までに電話かファックス（記載例（5面参照）のほかに生年月日・ファックス番号を記入）で、区社会福祉協議会ファミリー・サポート・センター☎(5273) 3545・☎(5273) 3082へ。①は先着順。②は応募者多数の場合は抽選。